

令和2年度 低圧電気取扱い業務特別教育開催のご案内

(開閉器の操作の業務のみを行う者対象)

建設業労働災害防止協会岩手県支部

低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行う場合は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4号に基づく特別教育を修了した者でなければ業務に就くことができません。

なお、経済産業省の所管である電気工事士免許を取得していても、低圧電気取扱いの業務等につく場合は、低圧電気取扱い業務特別教育を修了していることが必要となります。

この特別教育の対象となる「低圧」とは、直流で750V以下、交流で600V以下の電圧となります。

建設業労働災害防止協会岩手県支部では事業者にとってこの特別教育を下記のとおり開催いたします。

つきましては、作業員を含め関係者を洩れなく受講させ、関係法令を遵守し、安全作業を遂行されますようお願いいたします。



受講資格

満18歳以上ならどなたでも受講できます。

1. 開催日時・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場
盛岡	令和2年10月28日(水) 9:00～17:40	建設研修センター (盛岡市松尾町17-9)

2. 定員

50人(先着順で受付、定員になり次第締切りとします。)

3. 講習料

区分	講習料	テキスト代	合計
会員	4,950円(税込)	1,050円(税込)	6,000円
非会員	6,050円(税込)	1,050円(税込)	7,100円

4. 講習科目

(学 科)	
(1) 低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
(5) 関係法令	1 時間
(6) 実技 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	1 時間
※電気工事等をするには、別に電気工事士等の資格が必要になります。	
※「開閉器の操作」の他に低圧電気業務に就かせる場合は、各事業場において、 実地等で実技6時間追加して下さい。	

5. 申込方法等

- (1) 所定の申込用紙（特別教育・安全衛生教育等講習申込書）に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。（それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。）

6. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。但し、遅刻をしまと修了証の交付ができなくなる場合があります。開始時間10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。なお、実技があるため作業服にて受講して下さい。
- (3) 自家用車でおいでの方は、建設会館の有料駐車場をご利用になれますが、満車の場合は最寄りの有料駐車場をご利用下さい。
- (4) 昼食は、各自用意して下さい。

7. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113